

「国と地方の協議」(平成31年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	31101	特区名	アジアヘッドクォーター特区				
提案事項名	コワーキングスペース等に登記した外国企業に対する、在留資格「経営・管理」の取得における事務所要件の緩和						
提案事項の具体的な内容	地域協議会において認定されたコワーキングスペース等で登記した外国人に対して ①日本での起業時(登記で確認)から3年未満の申請であること。 ②事業所として利用するコワーキングスペース等の所在地に登記していること。 ③当該コワーキングスペース利用期間中の就労時間について、一定の場所の利用保証があること。 ④日本で起業した日から3年経過する日が1年以内に到来する申請においては、新たな事業所の確保が見込まれること。 ⑤特例措置の適用を受ける者は原則1企業につき1名であること。 などの要件を満たした場合に、在留資格「経営・管理」の「事業所の確保」の要件に適合しているものみなす。						
政策課題とその解決策	現在、コワーキングスペース等は都内に増えており、今後も外国企業、外国人にとって、事業所としてスタンダードなものとなる。その際に、当該規制の緩和が実現されることにより、外国人の日本進出を促し、対内直接投資を呼び込むことにつながる。						
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	F:各省が今後検討		担当省庁名	出入国在留管理庁	担当課名	政策課
	規制法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 同法別表第1の2 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令					
	規制旨等の	出入国管理及び難民認定法においては、本邦に在留する外国人は、同法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、上陸許可若しくは取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとする。在留資格は法別表第一又は第二の上欄に掲げるとおりとし、これらの在留資格をもって在留する者は、その在留資格に応じて同表の下欄に掲げる活動又は身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができることとされている。					
	担当省庁の見解	提案を踏まえ、今後、具体的な実施方法について調整する。 ただし、提案内容について、例えば、以下の要件を追加することを検討する。 ・東京都又は地域協議会が起業のための事業計画等を確認し、支援対象として認定すること。 ・コワーキングスペース等を事業所とする期間中は、上記事業計画の認定を受けた企業の代表者が事業活動状況等を東京都又は地域協議会に定期的に報告すること。					
	実施時期	未定		スケジュール	東京都と検討を進める		
	指定自治体の回答	b:条件付き了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	本件について、前向きにご検討いただいたことで、外国企業の誘致を推進するうえで、非常に重要と考えている。当特区としても、認定コワーキングスペースについて制度を検討し、出入国在留管理庁に報告を行うことを念頭に置いているが、認定コワーキングスペースが支援対象について管理し、都に報告することが可能かどうかを出入国在留管理庁においても確認をされたい。					
	内閣府整理	ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの					
	コメント	法務省より、提案を踏まえた具体的な実施方法について調整するとの見解が示され、指定自治体は了解しているため、法務省は、担当省庁の見解に記載の追加要件を含め、指定自治体と具体的な調整を進めること。					

注)令和元年12月の第1回目書面協議終了後、法務省において指定自治体との具体的な調整を進めることとしていたところ、指定自治体から、令和2年3月に実現した国家戦略特区制度における「創業外国人材の事業所確保要件の緩和」の特例措置を活用することにより、本提案に係る政策課題を解決可能であるため、本提案の実現に向けた協議を終了することとしたいとの意向が示され、法務省もこれを了解したため、本協議は終了することとする。

「国と地方の協議」(令和元年秋)規制の特例措置に関する協議

整理番号	01201	特区名	みえライフイノベーション総合特区				
提案事項名	「医薬品の範囲に関する基準」に規定する「医薬品的な形状の解釈」の緩和について						
提案事項の具体的な内容	本特区においては、アンプル形状を用いる場合であっても、通常人に医薬品的な形状であるとの認識を与えないよう、錠剤、丸剤又はカプセル剤と同様に、例えば、「食品」「清涼飲料水」等医薬品ではない旨を明示することで、「医薬品の範囲に関する基準」の「Ⅰ 医薬品の判定における各要素の解釈 3 医薬品的な形状の解釈」の但書以下を適用しないこととしていただきたい。 この規制緩和により、アンプル形状を用いる場合であっても、医薬品ではない旨が明示されていれば、錠剤、丸剤又はカプセル剤と同じく、形状のみによって医薬品に該当するか否かの判断は行わないこととなる。						
政策課題とその解決策	アンプル形状の医薬品を製造する企業が、同じ容器を利用して栄養ドリンク等の食品を開発することができれば、既存設備を有効活用することによるリードタイムの短縮や開発・製造コストの節減により、より競争力のある製品を製造することができる。 したがって、当該規制を緩和することにより、本特区内に生産拠点を持つ企業の新商品開発が加速化され、ヘルスケア産業の振興に資することが期待できる。						
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	厚生労働省	担当課名	医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課
	規制法令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年8月10日 法律第145号) 無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日 薬発第476号)					
	規制等の趣旨	アンプル形状は通常、食品としては流通しない形状であり、アンプル形状の容器に入った食品は、消費者に医薬品と誤認されることが考えられることから医薬品と判断する。					
	担当省庁の見解	「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日 薬発第476号)において錠剤、丸剤、カプセル剤及びアンプル剤のような剤型は、一般的に医薬品に用いられる剤型として例示している。社会状況の変化に合わせて、錠剤、丸剤及びカプセル剤については食品であることが明示されていれば、食品に使用可能としたが、アンプル剤については、引き続き医薬品と判断される剤型としている。「アンプル」は一般に薬液を密封して保管するためのガラス製の容器のことを意味し、通常食品には使用されず、医薬品に使用される容器として認識されているものであり、医薬品でない旨を明示するとともに容器の色調を変更するだけでは、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていることが否定できないことから、引き続き医薬品と判断することとする。					
	実施時期	-		スケジュール	-		
	指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望する		
	理由等	「医薬品でない旨を明示するとともに容器の色調を変更するだけでは、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていることが否定できない」ことを理由として規制緩和対応をしないとの回答であるが、「医薬品と誤認させることを目的としている」と考えられる範囲が現状では明確ではない。 誤認を防ぐ手段は、医薬品でない旨の明示および色調の変更以外にも、形状や開封の仕方、サイズの変更など様々なものが考えられる。 これらの手段を併用すれば、消費者に医薬品と誤認させることを目的としないかと判断できると考えるが如何か。(別添資料参照) 具体的な対策例として - オーバーキャップ(事例1) - オーバーキャップかつキャップと本体を溶接し、キャップを押して開封する(事例2) - 直線ラインの形状を曲線ラインに変更する(事例3) - 上部構造を変更し、捻じる動作で開封する(事例4) を考えるが、可否をご教示いただきたい。					
内閣府整理							
コメント	指定自治体は、担当省庁の見解を踏まえて提案内容について更に具体化した上で協議を継続することを希望している。担当省庁は指定自治体回答に記載の事項について、根拠を示した上で見解を示し、引き続き協議を行うこと。						

「国と地方の協議」(令和元年秋)規制の特例措置に関する協議

整理番号		01201		特区名		みえライフインベーション総合特区						
提案事項名		「医薬品の範囲に関する基準」に規定する「医薬品的な形状の解釈」の明確化について										
提案事項の具体的な内容		本特区において、アンプル形状の樹脂容器を飲料用食品の製造過程において容器材料として使用する場合であっても、出荷流通する製品が通常人に医薬品的な形状であるとの認識を与えないよう、以下の措置が講じられる場合には、当該製品は、「医薬品の範囲に関する基準」の「Ⅰ 医薬品の判定における各要素の解釈 3 医薬品的な形状の解釈」後段の但書の適用対象とはならないことについて解釈を明確化していただきたい。 (講ずる措置) 製造工程において、アンプル形状の樹脂容器への内容物の充填後に、アンプル上部の折り取られる部分にオーバーキャップをはめ込みアンプルと一体化させ、オーバーキャップと一体化したアンプル上部を折り取る以外の方法ではアンプル本体からオーバーキャップを外すことができないよう加工することによって、使用前、使用時、使用後のいずれの段階においても、当該製品がアンプル容器の外観とならないように措置を講ずるとともに、当該製品の外箱等製品の外部表面に当該製品が「食品」「清涼飲料水」等医薬品ではないことを明示する措置を講ずる。										
政策課題とその解決策		アンプル形状の医薬品を製造する企業が、同じ容器を利用して栄養ドリンク等の食品を開発することができれば、既にあるアンプル形状医薬品の製造設備を栄養ドリンク等の食品開発・製造に有効活用することが可能となるとともに、アンプル形状容器を医薬品用と栄養ドリンク等の食品用に共通して使用することが可能となることによって、同容器の調達・管理コストの削減が可能となり、製品開発のリードタイムの短縮や開発・製造コストの節減により、より競争力のある製品を製造することができる。 したがって、当該規制に係る解釈を明確化することにより、本特区内に生産拠点を持つ企業の新商品開発が加速化され、ヘルスケア産業が振興され、引いては地域の雇用拡大に資することが期待できる。										
国と地方の協議 2回目	担当省庁の対応		D:現行法令で対応可能		担当省庁名		厚生労働省		担当課名		医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課	
	規制法令等		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年8月10日 法律第145号) 無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日 薬発第476号)									
	規制旨等の		アンプル形状は通常、食品としては流通しない形状であり、アンプル形状の容器に入った食品は、消費者に医薬品と誤認されることが考えられることから医薬品と判断する。									
	担当省庁の見解		上記「提案事項の具体的な内容」の「(講ずる措置)」に基づく事業者作成の樹脂容器サンプルについて、事業者から三重県の担当課を通し照会があり、確認したところ、アンプルの形状ではないことから当該製品は医薬品には該当しない旨、回答を行った。									
	実施時期		-		スケジュール		-					
	指定自治体の回答		a:了解									
	理由等		担当省庁の見解について了解した。									
	内閣府整理		iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの									
コメント		厚生労働省より、「提案事項の具体的な内容」の「(講ずる措置)」に基づく事業者作成の樹脂容器サンプルについて、アンプルの形状ではないことから当該製品は医薬品には該当しない旨の見解が示された。 これに対して指定自治体は了解したため、協議を終了する。										

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号		02101	特区名		アジアヘッドクォーター特区		
提案事項名		風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う構造要件の特例の創設 (客室一室あたりの最低面積要件(33㎡以上)に対する特例)					
提案事項の具体的な内容		特定遊興飲食店営業の許可に関連し、営業許可要件として、客室一室あたりの最低面積基準(33㎡以上)が定められている。 (1)個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設して頂きたい。 (2)国家公安委員会規則第75条第7号として「公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には、第1号の基準によらないことができる」旨を位置付けて頂きたい。 (3)届出内容は、①計画図面、②客室単位の利用方法を整理した書類、③客室の安心・安全管理方法を整理した書類、④警察又はそれに類する団体との、定期的な抜き打ち検査・巡回対応に関する協定書、として頂きたい。					
政策課題とその解決策		当提案の実現により、各地に演者の育成や草創期の活動を支える場が充実するとともに、施設の安心・安全や適切な営業方法を確保しながら、个性的でバラエティに富む内装やレイアウトを有する、事業上競争力の高い特定遊興飲食店営業が実現することが望まれる。 ひいては、音楽文化の育成、ナイトタイムエコノミーの振興、観光立国の推進による国際競争力の強化につながる事が期待される。					
国と地方の協議	担当省庁の対応		C:代替案の提示		担当省庁名	警察庁	
	規制法令等		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第4条第2項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第75条第1号				
	規制等の趣旨		都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所につき客室の床面積が一室当たり33平方メートル以上でない場合には、許可をしてはならない。				
	見解		(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 特定遊興飲食店営業においては、接待が禁止されていることから、提供するサービスは不特定の客を対象としたものであることが必要である。このため、接待を行うことができる風俗営業における客室の床面積要件を踏まえるなどして、特定遊興飲食店営業において行われる客に遊興させる行為が特定の客を対象としたものとならないよう客室の床面積要件を定めている。 このことは、御提案のような届出制を設けるか否かにかかわらずいえることから、御提案を認めるのは困難である。 一方で、床面積が33㎡に満たない客室を設けて客に遊興をさせる営業については、特定の客を相手とした接待を行う営業として評価され得るものであるから、原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号に該当する風俗営業の許可の対象となるものであると考えられる。したがって、風俗営業としての許可を取得することにより、営業時間(深夜における営業の原則禁止)や営業地域(営業制限地域)等の規制を受けることにはなるが、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定める時まで風俗営業の営業を営むことができることとなる。				
	実施時期		-		スケジュール	-	
指定自治体の回答		d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
理由等		●協議において、特定遊興飲食店営業の床面積を33㎡に定めている根拠が明確に認識できなかったことに加え、前回協議において警察庁から示された代替案を踏まえ、今回の提案ではより現実的な対策案を提示したものの、「33㎡以下の客席を設けて客に遊興をさせる営業については、接待を行う営業と評価され得る」という前提に立っているため、対策案の有効性等について具体的な検討に至っていないと考える。 ●風俗営業の許可としたうえで、営業時間を条例改正で延長する場合、現在規定されている営業延長許容地域の中でさらに延長を認める地域を定めるためには、なぜその地域でなければならないかなど、その必要性や明確な根拠等を踏まえ、地域の理解等も得つつ、さらにはその改正が間接的に特定事業者の利益にならないよう公平性の観点にも配慮することが必要だと考える。 ●一方で総合特区制度の趣旨に照らすと、指定自治体は特区協議会構成員と緊密に連携し、区域における規制緩和の実現など、産業の国際競争力強化等に資する取り組みを推進するものであるが、今回提案した規制緩和を実現するうえでは、特区の区域全体に適用するのではなく、例えば地域協議会構成員(特にディベロッパー)の開発計画に絡むような地域に限定して必要最小限の規制緩和を行うことを想定している。これにより、構成員による柔軟かつ創意工夫を凝らした都市開発等の推進を後押しし、魅力ある施設や街づくりをサポートすることで、アフターMICE等の観点からも特区内への経済波及効果等が期待できるなど、様々な利益をもたらすものになると考える。よって、それぞれの法令・制度等の制定趣旨に鑑みても特区制度における規制緩和で対応する方が妥当だと考える。 ●今後、条例改正での対応可否について、警視庁へ協議を行うことも視野に入れつつ、33㎡未満の客室を設けて営業している既存のライブハウス等の類似施設の運営実態等を調査・確認し、不特定の客を対象とした営業が行われており、接待が行われていないなどのエビデンスが確認できた際には結果を提示し、再提案について検討する。それに基づき改めて見解等をお示しいただくとともに、上記で特区側から提示した代替案の有効性等も踏まえ、提案の実現可能性を再度検討いただきたい。					
内閣府整理		v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント		警察庁より、特定遊興飲食店営業の制度の趣旨から指定自治体の提案の内容を認めるのは困難であるが、代替案として、風俗営業の許可を取得した上で、条例で地域を指定し、午前0時以降の深夜の営業時間を定めることにより提案が実現可能である旨の見解が示された。 これに対して指定自治体は、警察庁から代替案として示された条例改正での対応可否について、警視庁へ協議を行うことも視野に入れつつ、33㎡未満の客室を設けて営業している既存のライブハウス等の類似施設の運営実態等を調査・確認し、不特定の客を対象とした営業が行われており、接待が行われていないなどのエビデンスが確認できた際には再提案について検討するとしたため、一旦協議を終了する。					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02102	特区名	アジアヘッドクォーター特区				
提案事項名	風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う構造要件の特例の創設 (見通し基準(客室内部に見通しを妨げる設備を設けない)に対する特例)						
提案事項の具体的な内容	特定遊興飲食店営業の許可に関連し、営業許可要件として、見通し基準(客室内部に見通しを妨げる設備を設けない)が定められている。 (1)個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設して頂きたい。 (2)国家公安委員会規則第75条第7号として「公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には、第2号の基準によらないことができる」旨を位置付けて頂きたい。 (3)届出内容は、①計画図面、②客室単位の利用方法を整理した書類、③客室の安心・安全管理方法を整理した書類、④警察又はそれに類する団体との、定期的な抜き打ち検査・巡回対応に関する協定書、として頂きたい。						
政策課題とその解決策	当提案の実現により、各地に演者の育成や草創期の活動を支える場が充実するとともに、施設の安心・安全や適切な営業方法を確保しながら、個性的でバラエティに富む内装やレイアウトを有する、事業上競争力の高い特定遊興飲食店営業が実現することが望まれる。 ひいては、音楽文化の育成、ナイトタイムエコノミーの振興、観光立国の推進による国際競争力の強化につながることを期待される。						
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
	規制法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第4条第2項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第75条第2号					
	規制等の趣旨	都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所の客室の内部を妨げる設備を設ける場合には、許可をしてはならない。					
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 特定遊興飲食店営業については、客室の内部に見通しを妨げる設備を設けてはいけなくとされている。この趣旨は、客室の内部の見通しを妨げるものを設けさせないことにより営業所内において善良の風俗を害するような行為が行われることを未然に防止しようということにある。 このことは、御提案のような届出制を設けるか否かにかかわらずいえることから、御提案を認めるのは困難である。					
	実施時期	-		スケジュール	-		
	指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	・現時点では再度の協議は見送ることとするが、今後、事業計画の進捗を注視するとともに、店舗運営等の実例において支障や課題がより明確になった際は、再提案について検討したい。 ・別途提案している「最低面積要件(33㎡)に対する特例措置」においても、上記に記載した対策案(①～④:計画図面等の提出、検査・巡回対応等)を同様に提示しているため、当該提案において対策案の有効性等の検討が進められることになった際は、本件提案についても再提案を検討したい。					
内閣府整理		v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント	警察庁より、特定遊興飲食店営業について客室内部に見通しを妨げる設備を設けてはいけなくとされている趣旨は、善良の風俗を害する行為を未然に防止することであり、提案内容にある届出制を設けるか否かによらずいえることであるため提案を認めるのは困難である旨の見解が示された。 これに対して指定自治体は現時点で再度の協議は見送ることとし、今後、事業計画の進捗を注視するとともに、店舗運営等の実例において支障や課題がより明確になった際は、再提案について検討したいとしたため、一旦協議を終了する。						

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02103	特区名	アジアヘッドクォーター特区				
提案事項名	風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う構造要件の特例の創設 (照度基準(10ルクス以上)に対する特例)						
提案事項の具体的な内容	特定遊興飲食店営業の許可に関連し、営業許可要件として、照度基準(10ルクス以上)が定められている。 (1)個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設して頂きたい。 (2)国家公安委員会規則第75条第7号として「公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には、第5号の基準によらないことができる」旨を位置付けて頂きたい。 (3)また、第96条第1項へ「但し、公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には10ルクス以下とすることができる」旨を追加して頂きたい。 (4)届出内容は、①計画図面、②客室単位の利用方法を整理した書類、③客室の安心・安全管理方法を整理した書類、④警察又はそれに類する団体との、定期的な抜き打ち検査・巡回対応に関する協定書、として頂きたい。						
政策課題とその解決策	当提案の実現により、施設の安心・安全や適切な営業方法を確保しながら、個性的でバラエティに富む照明演出を有する、事業上競争力の高い特定遊興飲食店営業が実現することが望まれる。 ひいては、ナイトタイムエコノミーの振興、観光立国の推進による国際競争力の強化につながることを期待される。						
国と地方の協議	担当省庁の対応	C:代替案の提示		担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
	規制法令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第14条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第75条第5号、第96条					
	規制等の趣旨	都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所内の照度が10ルクス以下の場合には、許可をしてはならない。					
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 10ルクス以下で営まれる低照度飲食店は、風俗事犯をはじめとする違法行為の温床となったり、非行少年のたまり場となったりするおそれがあることから、深夜営業を許容する特定遊興飲食店営業では認められず、あくまで風俗営業(風営法第2条第1項第2号)として規制する必要がある。 このことは、御提案のような届出制を設けるか否かにかかわらずいえることから、御提案を認めるのは困難である。 一方で、照度が5～10ルクスである客室を設けて客に遊興させる営業については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第2号に該当する風俗営業の許可の対象となるものであると考えられる。したがって、風俗営業としての許可を取得することにより、営業時間(深夜における営業の原則禁止)や営業地域(営業制限地域)等の規制を受けることにはなるが、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定める時まで風俗営業の営業を営むことができることとなる。					
	実施時期	-		スケジュール	-		
	指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	●風俗営業の許可としたうえで、営業時間を条例改正で延長する場合、現在規定されている営業延長許容地域の中でさらに延長を認める地域を定めるためには、なぜその地域でなければならないかなど、その必要性や明確な根拠等を踏まえ、地域の理解等も得つつ、さらにはその改正が間接的に特定事業者の利益にならないよう公平性の観点にも配慮することが必要だと考える。 ●一方で総合特区制度の趣旨に照らすと、指定自治体は特区協議会構成員と緊密に連携し、区域における規制緩和の実現など、産業の国際競争力強化等に資する取り組みを推進するものであるが、今回提案した規制緩和を実現するうえでは、特区の区域全体に適用するのではなく、例えば地域協議会構成員(特にディベロッパー)の開発計画に絡むような地域に限定して必要最小限の規制緩和を行うことを想定している。これにより、構成員による柔軟かつ創意工夫を凝らした都市開発等の推進を後押しし、魅力ある施設や街づくりをサポートすることで、アフターMICE等の観点からも特区内への経済波及効果等が期待できるなど、様々な利益をもたらすものになると考える。よって、それぞれの法令・制度等の制定趣旨に鑑みても特区制度における規制緩和で対応する方が妥当だと考える。 ●現時点では再度の協議は見送ることとするが、今後、条例改正での対応可否について、警視庁へ協議を行うことも視野に入れつつ、事業計画の進捗を注視するとともに、店舗運営等の実例において支障や課題がより明確になった際は、再提案について検討したい。 ●別途提案している「最低面積要件(33㎡)に対する特例措置」においても、上記に記載した対策案(①～④:計画図面等の提出、検査・巡回対応等)を同様に提示しているため、当該提案において対策案の有効性等の検討が進められることになった際は、本件提案についても再提案を検討したい。					
	内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
	コメント	警察庁より、特定遊興飲食店営業において10ルクス以下の低照度飲食店営業を行った場合、風俗事犯をはじめとする違法行為の温床等となるおそれがあることから、深夜営業を許容する特定遊興飲食店営業ではなく、あくまで風俗営業として規制する必要があるとした上で、代替案として、風俗営業の許可を取得し、営業時間・営業地域を条例で指定することにより提案が実現可能である旨の見解が示された。 これに対して指定自治体は、警察庁から代替案として示された条例改正での対応可否について、警視庁との協議を行うことを視野に入れつつ、指定自治体は店舗運営等の実例において支障や課題がより明確になった際は、再提案について検討したいとしたため、一旦協議を終了する。					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02104	特区名	アジアヘッドクォーター特区		
提案事項名	風営法の特定遊興飲食店営業許可手続における「許可要件事前認証制度」の導入				
提案事項の具体的な内容	風営法の特定遊興飲食店営業許可申請は、基本的に営業所の完了検査後に申請を行い、その後許可が発出される手続きとなる。 また、許可に際しては保全対象施設からの距離(児童福祉施設から50m以下、等)が要件の1つ(「地域要件」となっている。 特定遊興飲食店営業の許可に関連し、下記のような許可要件事前認証制度を新設頂きたい。 ・営業所計画時点で、計画概要書(営業予定者、営業所の位置、規模・構造等の概要、営業許可申請予定時期等を記載)の提出をもって許可要件への事前適合審査を行うことができ、その時点で要件を満たしている場合には「許可要件事前認証」を発出し、認証内容を公示する ・その後、営業許可申請前までに近隣へ保全対象施設が立地したとしても、事前認証によって地域要件上も対抗することができる。				
政策課題とその解決策	当事業の実現により、多様な企業の参入及び集客力のある営業所整備、特定遊興飲食店営業が促進され、ナイトタイムエコノミーの振興、観光立国の推進による国際競争力の強化につながることが期待される。				
国と地方の協議 1 回目 					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

国と地方の協議
2回目

担当省庁の対応	C:代替案の提示		担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
規制法令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第5条第1項及び第4条第2項第2号					
趣旨等の	都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請があった場合において、当該特定遊興飲食店営業の営業所が良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域(以下「営業所設置許容地域」という。)にないときは、許可をしてはならないとされているところ、都道府県公安委員会は特定遊興飲食店営業の許可の申請があった時点において申請に係る営業所が営業所設置許容地域にないかどうかを判断している。					
見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) お尋ねの「保全対象施設からの距離基準等を適用していない事例」は把握していないが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第22条第1号において保全対象施設は条例において定めることとされており、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては保全対象施設を定めないなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能である。同条第2号において、営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮することとされているところである。 なお、御提案の「計画概要書の提出及び審査結果・認証内容の事前公示」や「警備員等の配置・巡回」があれば「静穏な環境の下で保全対象施設における業務を円滑に運営するという保全対象施設開設者等の個別の利益保護、及び保全対象施設を利用する不特定多数の者のために保全対象施設周辺の清浄な風俗環境を保全するという公益の保護」を図るという目的が達成されるかどうか必ずしも明らかではない。					
実施時期	-		スケジュール	-		
指定自治体の回答	b.条件付き了解					
理由等	●第1回協議において当特区側から回答した条例改正での対応が難しい理由(法令・条例等の制度趣旨に鑑みた主張)に対しては、担当省庁より明確な回答が無く、現時点では提案内容が認められることは困難だと考えられるため、今回の協議は一旦終了する。 ●今後、警察庁から代替案として示された条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、引き続き、法令等の解釈・運用、その他事項について、改めて内閣府を通じて確認・調整させていただき、当特区から意見照会等を行う際は適宜ご対応いただきたい。					
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント	警察庁より、指定自治体から提案された対策が講じられることにより、本規制により図られるべき公益の保護に係る目的が達成されるか必ずしも明らかではないが、代替案として、都道府県は条例により保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、指定自治体の提案を実現可能である旨の見解が示された。 これに対して指定自治体は、警察庁から代替案として示された条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、引き続き、法令等の解釈・運用、その他事項について、改めて内閣府を通じて確認・調整し、意見照会等を行うこととしたため、一旦協議を終了する。					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02105	特区名	アジアヘッドクォーター特区			
提案事項名	風営法における特定遊興飲食店営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する基準の緩和 (水平距離でなく物理的距離による制限)					
提案事項の具体的な内容	風営法施行令第6条第2項の規定では、特定遊興飲食店営業を含む風俗営業は「保全対象施設(保育所や病院、診療所等)の敷地の周囲おおむね100m(水平面で測る)の区域を限度」に制限されている。 一方、都市再生特別措置法や国家戦略特別区域法等で首都機能を高める国際競争力強化が求められており、特に都心部における都市開発では様々な施設・機能を複合化させることが必要となっている。したがって、同一都市計画事業内(同一建物内を含む)で保全対象施設と特定遊興飲食店(アフターコンベンション機能に資する施設など)が混在または近接する場合を想定することが必要と考ええる。 ついで、営業制限地域の指定基準に関して「保全対象施設の敷地からの水平距離による制限」ではなく「保全対象施設からの空間距離による制限」としていただきたい。					
政策課題とその解決策	都心部での都市開発における高層の複合建物において、午前0時以降に飲食を伴うエンターテインメント(ダンスクラブや音楽演奏等)の営業を行う施設を設置することにより、アフターMICEや外国人観光客が安心して楽しめる健全なナイトライフ環境を充実させることができ、都心部の国際競争力強化および首都機能の向上を期待できる。					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	C:代替案の提示	担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
	規制法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第4条第2項第2号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第22条第1号ロ(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準(令和元年12月14日付け警察庁生活安全局)第24の1において参照する第12の9				
	規制等の趣旨等	都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請があった場合において、営業所設置許容地域にないときは、許可をしてはならないとされているところ、当該基準の一つとして、学校、病院等の特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの敷地の周囲おおむね100メートルを限度とする区域内の地域に該当しないことが掲げられている。また、この「おおむね100メートル」については、保全対象施設の敷地の周囲の地域を画するための基準であることから、水平面で測ることとされている。				
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 「おおむね100m」の測り方について、仮に御提案のとおり解釈運用基準を改定した場合、合理的な規制とならないことが懸念される。例えば、高さ100m以上の高層部に特定遊興飲食店が所在するビルの周辺地域に保育所等の保全対象施設が所在する場合において、当該特定遊興飲食店から下りてきた酔客の喧噪等による当該保全対象施設への影響は、周辺地域の特定遊興飲食店から出てきた酔客の喧噪等によるものと同程度となり得るにもかかわらず、当該高層部では特定遊興飲食店が立地可能となる一方で、当該保全対象施設に隣接する地域では特定遊興飲食店が立地できないこととなるなど、合理的な規制とならないことが懸念されることから、御提案を認めるのは困難である。 一方で、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外するなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、例えば、問題となる施設を条例により保全対象施設から除外するなどして、当該保全対象施設及び特定遊興飲食店が同一建物等に立地することが可能となる。				
	実施時期	-	スケジュール	-		
	指定自治体の回答	d:その他	書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	●協議において担当省庁より示された内容に対しては、現在、都心部での都市開発において建物の大型化・複合化が進んでいる状況に鑑みると、以下の観点からも合理的な規制となっていないと考えるため、情勢等の変化に則した合理的な規制となるよう検討をお願いしたい。 ○担当省庁から示された見解のとおり、立体距離が100m以上離れていても騒音問題をクリアするのみで、動線が同じ、もしくはその出入口の距離が100m未満の場合は特定遊興飲食店から出た酔客と保全対象施設利用者が交わってしまうことが想定される。しかし一方で、建物の大型化により水平距離が100m以上離れていたとしても、最終的に動線が同じ(同じエレベーター)になるケースも生じ得るため、合理的な規制になっていないと考える。 ○このため、単純に「水平距離100mを確保する」といった規制では、特に酔客対策において不完全であるため、「立体距離100m確保(騒音対策)」と「(動線の出入口を含む実質的な)出入口の水平距離100m確保(酔客対策)」を複合的に組み合わせた合理的な対策を検討する必要があると考える。 ○立体距離で100m離れていれば、水平距離が100m離れていなかったり、水平で見て重複していたりする場合でも、騒音問題はクリアできると考える。他方、建物内で動線が完全に分かれており、地上階などにおけるエレベーターの出入口が100m以上離れている場合は、現実的に考えて酔客問題もクリアできると考える。 ●協議において他の道府県の事例を挙げてご示唆いただいた内容は、風俗営業における営業制限地域について例示されたものと認識しているが、この点について、風俗営業と特定遊興飲食営業の許可に係る法令上の立て付けは、以下のように逆の考え方をしていると認識しているため、前提として議論の内容が噛み合っていないと考える。 ○風俗営業は基本的には可(ただし、営業制限地域においては不可) ○特定遊興飲食店営業は基本的には不可(ただし、営業所設置許容地域では可) ●例えば条例改正をする場合、「○○町○丁目においては、保全対象施設からの距離に係る基準(都条例の場合、第12条第1項但し書き)を適用しない」という記載を追加することになると考えるが、条例で既に営業所設置許容地域を指定しているうえで、さらにその中でも一律に適用される保全対象施設からの距離基準を免除する地域を指定することは困難ではないかと考える。(例外の例外を定めることになるが、基本的に「設置不可」の立場を取っている法令や条例の制定趣旨に則って考えた場合、緩和する範囲は必要最低限に留めるべきと考える。) ●一方で総合特区制度の趣旨に照らすと、指定自治体は特区協議会構成員と緊密に連携し、区域における規制緩和の実現など、産業の国際競争力強化等に資する取り組みを推進するものであるが、今回提案した規制緩和を実現するうえでは、特区の区域全体に適用するのではなく、例えば地域協議会構成員(特にディベロッパー)の開発計画に絡むような地域に限定して規制緩和を行うことを想定している。これにより、構成員による柔軟かつ創意工夫を凝らした都市開発等の推進を後押しし、魅力ある施設や街づくりをサポートすることで、アフターMICE等の観点からも特区内外への経済波及効果等が期待できるなど、様々な利益をもたらすものになると考える。よって、条例改正ではなく特区制度における規制緩和と対応する方が、それぞれの法令・制度等の制定趣旨に鑑みても望ましいと考える。 ●現時点での再協議は見送ることとするが、今後、条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、運用上の課題等がより明確になった場合や対策案の有効性等が確認できる見込みになった、または追加の代替案が例示できる見込みになった際には再提案を検討したい。				
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント	警察庁より、指定自治体からの提案については合理的な規制とならないことが懸念されるが、代替案として、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外するなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能である旨の見解が示された。 指定自治体は、再協議は見送ることとするが、今後、条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、運用上の課題等がより明確になった場合や対策案の有効性等が確認できる見込みになった、または追加の代替案が例示できる見込みになった際には再提案を検討したいとしたため、一旦協議を終了する。					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号		02106		特区名		アジアヘッドクォーター特区	
提案事項名		借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由(建替え決議他)に関する借地借家審判制度の創設					
提案事項の具体的な内容		借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、借家審判制度(仮称)の創設を求める。 【借家審判制度(仮称)の概要】 (1) 趣旨 裁判所の手続として、借家の正当事由を巡る紛争を、迅速、適正、柔軟かつ実効的に解決するための制度として、借家審判制度を創設する。 (2) 対象となる紛争 借家審判制度の対象とする紛争は、借家(建物賃貸借)における賃貸人と賃借人と間に生じた正当事由を巡る紛争とする。具体的には、正当事由の存否を巡る紛争と立退料の金額を巡る紛争を想定する。 (3) 手続の概要 裁判所において、原則として3回以内の期日で解決する(回数制限)。借家審判手続では、裁判官である審判官1名と、借家の正当事由に関する専門的な知識経験を有する審判員2名(弁護士、不動産鑑定士が考えられる)とで組織する審判委員会が審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた解決をするための判断(借家審判)をする。借家審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行する。 (4) 補足説明 参考となる制度として労働審判手続がある。同手続は、我が国における、労働関係事件の専門性、事件の増加動向等を踏まえ、訴訟手続に限らず、簡易・迅速・柔軟な解決が可能なADRも含め、労働関係事件の適正・迅速な処理のための方策を検討する必要があるとの問題意識を踏まえて創設された。 借家の正当事由を巡る紛争についても、専門性があり、相当数の事件が想定される(今後耐震対策のための建替え等を考えれば増加も容易に予想される)ところである。 借家の正当事由を巡る紛争は、立退料の額について合意に至らないことが原因で訴訟や調停を活用する事案が多いが、そのような事案については特に、審判委員会の関与のもとで立退料の額が決まれば、紛争を早期に解決することが期待できる。 賃貸人・賃借人の経済的基盤にかかわる事件であり早期解決の必要性も強いことなどから、新たな紛争解決手続を創設すべき社会的要請がある。 なお、審判員の確保の点については、候補と考えられる弁護士は登録数約40,000人、不動産鑑定士は登録数約8,300人であり、支障はないと考えられる。					
政策課題とその解決策		借家審判制度(仮称)を創設することで、老朽化や耐震上の問題がある借家人が存する建物について建替えや大規模改修を迅速に実現することにより、都市の安全性の確保や円滑な市街地更新の推進、切迫する大地震への対応の改善等が期待できる。					
国と地方の協議 1 回目	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	法務省	担当課名	民事局参事官室
	規制法令	借地借家法, 民事訴訟法, 民事調停法等					
	規制等の趣旨	賃貸人が更新可能な借家契約の対象となっている建物の明渡しを賃借人に求める方法としては、契約の更新を拒絶する正当の事由があるとして賃貸借契約の解約の申入れをすることが考えられる。そして、この正当の事由の有無をめぐる契約当事者間の争いを解決する方法としては、賃貸人が賃借人に対して賃貸借契約の終了に基づく建物明渡請求訴訟を提起して裁判所の判決を求めることのほか、民事調停の手続により、当事者間の合意により、又は、調停に代わる裁判所の決定により、解決を図ることが考えられる。					
	見解	ご提案の「借家審判制度(仮称)」を新たに設けることについては、その必要性を含め、慎重に検討する必要がある。このほか、ご提案の「借家審判制度(仮称)」を新たに設けることについては、労働審判制度と異なり、審判委員会を構成する適切な専門家を確保することができるかどうか、立退きを求められることとなる賃借人側に手続の迅速な進行に向けたインセンティブがあるかどうかなども問題となり得る。仮に審判委員会を構成する専門家として弁護士や不動産鑑定士を想定するのであれば、これらの専門家が調停委員会を構成することの多い民事調停の手続とどのような違いがあるのかが問題となる。 なお、借地借家法第28条の正当の事由の有無をめぐる紛争の解決手段については、既存の制度の下でも、民事訴訟や民事調停の手続があり、裁判所においては、個別具体的な事案に応じて、適正かつ迅速に適切な判断がされているものと承知している。法務省としては、引き続き、これらの手続の運用状況等を注視してまいりたい。					
	実施時期	-		スケジュール	-		
	指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	・制度創設に向けた問題点として提起いただいた各点について、専門家の確保についてはその登録者数などから見て支障が無いと考え、また、民事調停における調停委員会の専門家の関与と比較しても、判断機関としての機能をより重視すべく、積極的・能動的な関与が期待でき、それにより、適正な立退料の算出や法的評価を踏まえた一定の解決案等を早期に開示することができれば、賃借人にとっても時間・コスト低減の面でインセンティブがあると考ええる。 ・法務省として、引き続き現行手続きの運用状況等を注視していただけるとのことであるが、当特区としても現行制度の活用を進めつつ、今後、制度創設に係る業界団体等(不動産協会、日弁連など)の要望・提言、その他動向も注視し、加えて、提案内容を補強または根拠付ける調査結果等が得られた際や、現行の調停等の手続における課題がより明確になった際は、再提案について検討したい。					
内閣府整理		v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント		法務省より、提案について、立退きを求められることとなる賃借人側に手続の迅速な進行に向けたインセンティブがあるかどうか等の問題があるとの見解が示された。なお、当該紛争解決の手段については、既存の制度(民事訴訟・民事調停)の下においても、裁判所において適正かつ迅速に適切な判断がされており、引き続き手続きの運用状況等を注視する旨の見解が併せて示された。 上記見解に対し、指定自治体は、現行制度の活用を進めつつ、今後の業界団体等の動向を注視し、提案内容を補強し得るエビデンスが得られた際には再提案について検討したいとしたため、一旦協議を終了する。					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号		02107	特区名		グリーンアジア国際戦略総合特区		
提案事項名		住宅領域での水素吸蔵合金による水素貯蔵に係る規制緩和					
提案事項の具体的な内容		・建築基準法第48条及び別表第2、建築基準法施行令第116条、同令第130条の9では、住宅領域における水素吸蔵合金の利用について定められていないため、建築審査会の同意を得て特定行政庁（建築主事を置く地方公共団体の長）が許可しなければ、住宅地等に水素吸蔵合金を用いて水素を貯蔵することができない。 ・水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵所について、水素吸蔵合金中に溶け込んだ水素が可燃性ガスに該当するかどうかの明確な基準はなく、仮に令第116条及び第130条の9に規定された可燃性ガスと同等の数量規制が適用されるのであれば、貯蔵できる水素の量は35m³となり、住宅等の建築物で再エネ由来の水素を利用する上では量が不十分である。 ・法第48条の用途地域の規制、令第116条の危険物の限度数量、令第130条の9の危険物の数量指定を変更することなく、水素吸蔵合金の利用についての統一基準を設け、国交省から各都道府県への通達という形で示して頂く。（統一基準を設ける際は、水素吸蔵合金の安全性等に関して関係研究機関・企業（九州大学等）が蓄積したデータを活用する。） ・統一基準については、消防法上の非危険物認証を受けた水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵タンクを用いることを前提に危険物（水素）量の算定方法について全国で共通の基準を設けるものを想定。なお、必要に応じて水素吸蔵合金の危険物確認試験時の条件についてガイドラインを設けることとする。 ※ 水素吸蔵合金 ・水素を容易かつ安定に吸蔵及び放出することのできる合金（水素を吸蔵するときは水素吸蔵合金を冷却し、水素を放出するときは水素吸蔵合金を加熱する） ・圧縮水素や液体水素よりもコンパクトに貯蔵が可能（水素吸蔵合金の1000倍以上の体積の水素を貯蔵） ・低い圧力（1MPa以下）での運用が可能（水素吸蔵合金タンク：0.8MPa）					
政策課題とその解決策		・水素吸蔵合金利用に関する統一基準を設け、国交省から各都道府県への通達という形で示してもらうことにより、自治体毎に行われる判断の差異がなくなり、一般向けの水素エネルギーの利活用が進展する。 ・水素エネルギーの融合を基軸とする再生可能エネルギーの有効利用を促進する。 ・再生可能エネルギー貯蔵技術が普及することで、本特区の目標である「環境を軸とした産業の年間売上高」の増加に寄与できる。					
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能		担当省庁名	国土交通省	担当課名	市街地建築課
	規制法令	建築基準法第48条及び別表第2					
	規制等の趣旨	建築基準法においては、各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業等の業務の利便の増進を図るために、建築することができる（又は建築できない）建築物について、都市計画法に掲げる用途地域ごとに制限している。					
	担当省庁の見解	（自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む） ・平成25年に技術的助言として「建築物に対し、電気、ガス等を供給するための設備であって、当該建築物の敷地内に設置されているものは、建築基準法別表第2に規定する「建築物に附属するもの」として取り扱って差し支えない」旨を通知している。当該技術的助言について、必要に応じて再周知することは可能である。 ・また、今後特定行政庁より、具体的な水素吸蔵合金による水素の貯蔵施設の建築に係る相談があった際には、適切に対応していく。					
	実施時期	令和3年3月中		スケジュール	-		
	指定自治体の回答	d:その他		書面協議（2回目）の希望	希望しない		
	理由等	・水素吸蔵合金利用に関する統一基準を設けることについては、現状では難しいようであるが、本特区の抱える課題にご理解いただき、平成25年の技術的助言の再周知に当たって、本提案における設備について建築基準法上の位置づけを明確にさせていただいたことに加え、特定行政庁からの相談に対応していただけることで、水素吸蔵合金による水素貯蔵に係る自治体毎に行われる判断の差異が少なくなり、水素エネルギーの融合を基軸とする再生可能エネルギーの有効利用の動きが前進するものと考えられる。 ・今回の国土交通省の対応により、今後、特定行政庁において事例が積み上がり、統一基準の設定等に向けた条件等が揃った場合は、必要に応じて改めて提案することとしたい。					
	内閣府整理 iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの						
	コメント	国土交通省より、提案に係る水素貯蔵設備に関する建築基準法上の取扱いについて、平成25年に技術的助言として発出した、電気、ガス等を供給する設備に関する建築基準法別表第2に規定する「建築物に附属するもの」として取り扱って差し支えない旨の通知を再周知することは可能である旨の見解が示された。 これに対して指定自治体は、今回の国土交通省の対応により、水素吸蔵合金による水素貯蔵に係る自治体毎に行われる判断の差異が少なくなり、水素エネルギーの融合を基軸とする再生可能エネルギーの有効利用の動きが前進するとして、今後、特定行政庁において事例が積み上がり、統一基準の設定等に向けた条件等が揃った場合は、必要に応じて改めて提案することとしたため、一旦協議を終了する。					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02108	特区名	ながさき海洋・環境産業拠点特区				
提案事項名	海洋再生可能エネルギー実証フィールドにおける環境アセスメントの規制緩和						
提案事項の具体的な内容	洋上風力発電について出力10,000kW以上の発電事業(発電所)の場合、環境アセスメントの対象とされている。このため、海洋再生可能エネルギー(浮体式洋上風力発電)の実証フィールドとして平成26年7月に国の指定を頂いた五島市杵島沖において、出力10,000kW以上の実証事業を行う場合もその都度、環境アセスの手続きを要することとなり、コスト面、手続き面での障壁から、我が国の実海域での実証試験が回避されることも懸念される。 一方、欧米の風車メーカーでは既に出力10,000kW級の発電デバイスが開発されているなか、当該風車自体はもとよりその大規模風車を設置する浮体構造物についても我が国海域での実証試験の必要性が高まっている。 現行の法令では、出力7,500kW以上10,000kW未満は第二種事業とされ、環境アセスメントの要否判定(スクリーニング)を主務大臣が個別に行うものと定められている。また、この判定にあたっては知事意見に加え、発電所について簡易な環境影響評価を実施することとされている。 以上の法令の定める趣旨を踏まえるとともに、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの有効活用を図ることで我が国の海況・環境に適合した洋上風力発電所の整備に資する実証事業を促進するために10,000kW未満の実証海域で実施した環境アセスメントにて得られたデータを有効活用し、実用段階の出力10,000kW以上における環境アセスメントの評価項目の一部を省略・代替する措置を求めたい。						
政策課題とその解決策	海洋再生可能エネルギーの実証フィールドに関して、より最先端の実証試験を簡素な手続きで行うことが可能となり、日本国内の海洋再生可能エネルギーによる産業振興及びクリーンエネルギーの普及が促進される。						
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能		担当省庁名	環境省	担当課名	大臣官房環境影響評価課
	規制等	環境影響評価法第3条(配慮書の作成) 環境影響評価法第5条(方法書の作成) 環境影響評価法第14条(準備書の作成) 環境影響評価法第21条(評価書の作成)					
	規制等の趣旨	環境影響評価法は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為の実施・意思決定に当たりあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から環境保全に係る意見を求めた上で、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価の実施を義務付けるものである。					
	見解	出力10,000kW以上の実用段階の事業(以下、実用事業という)を実施する場合において、先行して実証海域で実施した事業(以下、実証事業という)で得られたデータ(「環境影響評価の手続を進めていくために実施した調査等のデータ」及び「実証試験のための運転時に得られたデータ」等)について、法に基づく環境影響評価(調査、予測及び評価等)を実施する際の環境影響評価図書に活用できる場合があると考えている。 具体的に環境影響評価図書に活用できるデータの項目・内容については、実証事業における法に基づく環境影響評価の結果並びに実用事業における事業特性及び地域特性等の諸条件をふまえて判断されたいと考えている。					
	実施時期	—		スケジュール	—		
	指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	担当省庁の見解を了解した。具体的に環境影響評価図書に活用できるデータの項目・内容については、その都度事業者から環境省へ相談をさせていただきたい。					
内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの						
コメント	環境省より、提案内容について、先行して実証海域で実施した事業で得られたデータを、実用段階の事業を実施する際の環境影響評価図書に活用できる場合があるとの見解が示された。 上記見解に対し指定自治体は了解しており、今後環境影響評価を実施する際の個別具体的なデータ活用については、別途事業者から環境省に照会することとなった。						

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号		02109	特区名		京都市地域活性化総合特区			
提案事項名		特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の一事業所当たりの受入れ人数の拡大						
提案事項の具体的な内容		外国人が京都市内の料理店で働きながら特定伝統料理(京料理)の知識及び技能を修得し、帰国後に京料理を世界に発信することを通じて、海外での和食文化の正しい普及を図っている。昨年1月の制度改正で「シルバー以上の調理技能認定」を受けている者を対象に追加したことにより、1年間で4名の外国人料理人の受入れを実現している。 事業開始から6年以上が経過し、受入機関にノウハウが蓄積されるなど受入れ環境が整うとともに、京都市が特定非営利活動法人日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制が確立している中、事業所の規模・体制によっては6人までの受入れが可能となっている。 このような中、事業目的に必要な人材を更に増やすため、特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり「3人以内」から「6人以内」への拡大を提案するもの。						
政策課題とその解決策		現在、3名以上の受入れを希望されている事業所があり、一事業所当たりの受入れ人数の拡大変更により、意欲の高い外国人料理人の受入れが更に進み、海外での京料理を発信できる人材が増え、和食文化の正しい普及が促進されることが期待できる。						
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応		B:条件を提示して実施		担当省庁名	出入国在留管理庁	担当課名	政策課
	規制法令	法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件(平成25年内閣府・法務省告示第2号)第2条第1号ホ						
	規制等の趣旨	申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関の要件として、受入人数については下記のとおり定めている。 特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり三人以内としていること						
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 本提案は特定の店舗における特定の人材の受入要請に端を発するものであること、受入可能人数を6人と回答した店舗が、現在受け入れている店舗のうち2店舗に留まること、各店舗における外国人調理人を指導可能な料理人(以下「指導可能料理人」という。)の平均が3.9人であることに鑑みると、本提案を受けて受入上限人数を一律に拡大した場合、店舗によっては指導体制等を踏まえた受入可能人数を大幅に超えた受入れが可能となることで、外国人調理人が適切な指導を受けられないことにより、本事業の目的である特定伝統料理の修得が適切に行われなくなる可能性がある。 よって、受入上限人数を拡大するに当たっては、本事業の適正な実施が担保される要件を付すことが必要であると考えられるため、受入上限人数を6人とする場合、受け入れる外国人調理人の数が指導可能料理人の数を超えないことを要件とされたい。また、受入人数が拡大された場合において、各店舗における受入体制の管理等を含めた本事業の適正な実施について、京都市において適切に対応されたい。						
	実施時期	令和3年度内		スケジュール	特区自治体と検討を進める			
	指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない			
	理由等	特定伝統料理海外普及事業では、受入れ時に定めた実習計画に基づき、調理場の持ち場も変えながら段階的に調理技能を身に付けていき、最終的に海外で和食を正しく普及できる人材に育成するものである。外国人料理人に対して特定の指導者が常にマンツーマンで指導するものではないことから、外国人料理人の数が指導可能料理人の数を超えないべきであるとの帰結が論理的に導かれるものではない。 一方で、受入れ人数を増やすうえで、適正な実施を担保するために指導体制面での基準を設ける必要があることは認識しており、3人を超えて外国人調理人を受け入れる場合には、受入れ人数は指導可能料理人の数を超えないとする御指摘の要件を付すことを了解する。ついては、今後、提案実現に向けて必要となる手続や規定整備について、引き続き、御指導をいただきたい。 なお、本事業においては、外国人調理人の受入れを行う度に、事業所ごとに管理体制や受入状況を個別に確認して受入れが可能と本市が判断した場合に限り受入機関として指定するスキームとなっている。受入れ人数が拡大された場合においては、京都市と日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制の下、適切に受入れの適否を判断し、また、半年に1回以上の監査等を通じて、これまで以上に指導体制の確認を強めることにより、本事業の適正な実施に努めてまい						
	内閣府整理		i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの					
	コメント	法務省より、受入上限人数を拡大するにあたっては、本事業の適正な実施が担保される要件を付すことが必要であると考えられるため、受入上限人数を6人とする場合、受け入れる外国人調理人の数が指導可能料理人の数を超えないことを要件とすること、受入人数が拡大された場合において、各店舗における受入体制の管理等を含めた本事業の適正な実施について京都市において適切に対応されたいとの見解が示された。 これに対し指定自治体は、京都市と日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制の下、適切に受入れの適否を判断し、また、半年に1回以上の監査等を通じて、これまで以上に指導体制の確認を強めることにより、本事業の適正な実施に努めるとともに、法務省から示された要件について、受入れ人数は指導可能料理人の数を超えないとする法務省から指摘された要件を付すことを了解としたことから、協議を終了する。 今後は内閣府の調整の下、担当省庁と指定自治体間において、本事業の適正実施に必要な要件を調整した上で、法務省において令和3年度内に告示改正を行うこと。						

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号		02109	特区名		京都市地域活性化総合特区		
提案事項名		特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の一事業所当たりの受入れ人数の拡大					
提案事項の具体的な内容		外国人が京都市内の料理店で働きながら特定伝統料理(京料理)の知識及び技能を修得し、帰国後に京料理を世界に発信することを通じて、海外での和食文化の正しい普及を図っている。昨年1月の制度改正で「シルバー以上の調理技能認定」を受けている者を対象に追加したことにより、1年間で4名の外国人料理人の受入れを実現している。 事業開始から6年以上が経過し、受入機関にノウハウが蓄積されるなど受入れ環境が整うとともに、京都市が特定非営利活動法人日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制が確立している中、事業所の規模・体制によっては6人までの受入れが可能となっている。 このような中、事業目的に必要な人材を更に増やすため、特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり「3人以内」から「6人以内」への拡大を提案するもの。					
政策課題とその解決策		現在、3名以上の受入れを希望されている事業所があり、一事業所当たりの受入れ人数の拡大変更により、意欲の高い外国人料理人の受入れが更に進み、海外での京料理を発信できる人材が増え、和食文化の正しい普及が促進されることが期待できる。					
担当省庁の対応		B:条件を提示して実施		担当省庁名	厚生労働省	担当課名	職業安定局外国人雇用対策課
国と地方の協議 1回目	規制法						
	の規制旨等						
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、外国人離職者が発生するなど我が国の雇用情勢(飲食業含む)について注視が必要な状況が続いていることを踏まえると、海外からの外国人材の受入れに当たって上限人数を一律に拡大することについては、慎重な対応が必要と考える。そこで、現下の状況を踏まえてなお一律の拡大が必要な理由を、改めて伺いたい。 また、当該状況下では、新たに受け入れる外国人労働者が適切に技能を習得するなど、雇用管理が適切に行われるよう担保することはもとより、本事業が「京料理の世界への発信・普及」に資するものであることをより明確にすることが求められる。後者については、現行制度でも把握に努めているとのことだが、受入店舗での受入期間中の取組状況や技能修得の成果に加え、それが帰国後にどのように活かされているか(例えばどのような店舗でどのようなポジション・業務に着任しているか、本事業で習得した京料理の技術が日々の業務や社会への発信・普及にどのように活かされているか等)をより詳細かつ確実に把握することとされたい。					
	実施時期	-		スケジュール	-		
	指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	本事業においては、外国人調理人の受入れを行う度に、事業所ごとに管理体制や受入状況を個別に確認して受入れが可能と本市が判断した場合に限り受入機関として指定するスキームとなっており、実際には、各事業所の状況に応じて適切な外国人料理人の受入れ人数を決めるものである。今回の提案は、受入れを行う能力のある事業所が現行の上限である3人を超えて受入れを行うことができるよう緩和を求めるものであり、一律の拡大を目指しているものではないことを御理解いただきたい。そのうえで、法務省からの御指摘も踏まえて、3人を超えて外国人調理人を受け入れる場合には、受入れ人数は指導可能料理人の数を超えないとすることについて了解する。 現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人調理人を受け入れられる状況ではないが、新型コロナウイルス感染症収束後に再び多くの外国人観光客を受け入れ、飲食での消費拡大を図るとともに農水産物の輸出拡大につなげるため、和食の魅力を世界に伝える本事業の更なる推進に向けた条件整備として拡大を実現したい。また、今回の提案の発端となったマレーシア国以外からも、本事業を活用した就労を希望する外国人からの希望・問合せが多数寄せられている。 なお、外国人調理人の帰国後の活動については、現時点ではまだまだ修了者が少ない取組であり、調理人としてのキャリアの一環として我が国における活動があることを踏まえれば、本事業の成果は長期的な目で見る必要があると考えているが、本市としても本事業が「京料理の世界への発信・普及」に資するものであることをより明確にすることが必要と考えており、御指摘も踏まえ、今後は受入れ時・受入れ中・終了時のそれぞれの段階において、外国人料理人に対する本事業の趣旨説明を強めるとともに、新たに様式を定め、帰国後は年に1回の書面での報告を求めることにより活動状況の確実な把握に努めることとする。					
	内閣府整理	i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの					
	コメント	厚生労働省より、外国人料理人の受入人数の上限を一律に拡大することについて、新型コロナウイルス感染症の影響等の状況を踏まえてなお一律の拡大が必要な理由を求めた上、外国人調理人の帰国後の活動にどのように活かされているかをより詳細かつ確実に把握することが必要ではないかとの見解が示された。 これに対して指定自治体から、一律に拡大するものではないこと、新型コロナウイルス感染症収束後の再び多くの外国人観光客を受け入れ等にあたり、本事業の更なる推進に向けた条件整備として拡大が必要であること、外国人調理人の帰国後の活動について活動状況の確実な把握に努めるとの回答を示した上で、担当省庁の見解に対して了解したため、協議を終了する。 今後は内閣府の調整の下、担当省庁と指定自治体間において、本事業の適正実施に必要な要件を調整した上で、法務省において令和3年度内に告示改正を行うこと。					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02109	特区名	京都市地域活性化総合特区				
提案事項名	特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の一事業所当たりの受入れ人数の拡大						
提案事項の具体的な内容	外国人が京都市内の料理店で働きながら特定伝統料理(京料理)の知識及び技能を修得し、帰国後に京料理を世界に発信することを通じて、海外での和食文化の正しい普及を図っている。昨年1月の制度改正で「シルバー以上の調理技能認定」を受けている者を対象に追加したことにより、1年間で4名の外国人料理人の受入れを実現している。 事業開始から6年以上が経過し、受入機関にノウハウが蓄積されるなど受入れ環境が整うとともに、京都市が特定非営利活動法人日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制が確立している中、事業所の規模・体制によっては6人までの受入れが可能となっている。 このような中、事業目的に必要な人材を更に増やすため、特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり「3人以内」から「6人以内」への拡大を提案するもの。						
政策課題とその解決策	現在、3名以上の受入れを希望されている事業所があり、一事業所当たりの受入れ人数の拡大変更により、意欲の高い外国人料理人の受入れが更に進み、海外での京料理を発信できる人材が増え、和食文化の正しい普及が促進されることが期待できる。						
国と地方の協議 1 国と地方の協議	担当省庁の対応	B:条件を提示して実施		担当省庁名	農林水産省	担当課名	食品製造課
	規制法令						
	規制等の趣旨						
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)					
	実施時期	-		スケジュール	-		
	指定自治体の回答	b:条件付き了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	日本の食文化海外普及人材育成事業においては、同実施要領において調理師養成施設等が「取組実施機関」として評価や監査、面接といった外国人の管理を行うこととなっており、同事業において受け入れている外国人を本市が直接的に管理できるものではなく、また、特定技能においても同様と考えるが、日本料理の知識及び技能を修得し、正しい日本料理の海外への普及を図る本事業を進めるに当たって、受入機関が複数の事業を活用して外国人を受け入れる場合には、各事業間の調整が重要になるということを御指摘の趣旨として受け止める。 ついでには、本事業について受入れ人数の拡大が認められた際には、日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制の下、店舗が日本の食文化海外普及人材育成事業等で受け入れている外国人料理人の状況も勘案しながら、引き続き、本事業における受入れ時の対応や、受入れ中の監査の実施等、責任を持って対応してまいります。特に、本事業と同様に日本の食文化の普及を目的とする日本の食文化海外普及人材育成事業との連携は重要であると考えており、今後、それぞれの受入れ状況を共有し、連携するためのスキームづくりについての協議をお願いしたい。 なお、法務省からの指摘も踏まえて、3人を超えて外国人調理人を受け入れる場合には、受入れ人数は指導可能料理人の数を超えないとすることについて了解することを申し添える。					
	内閣府整理	i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの					
	コメント	農林水産省より、受入れ人数の拡大にあたっては、特定伝統料理海外普及事業のみならず日本の食文化海外普及人材育成事業、特定技能(外食)を含めた外国人の管理を京都市及び事業者が責任を持って対応されたいとの見解が示された。 これに対して指定自治体は、日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制の下、店舗が日本の食文化海外普及人材育成事業等で受け入れている外国人料理人の状況も勘案しながら、引き続き、本事業における受入れ時の対応や、受入れ中の監査の実施等、責任を持って対応していくとし、農林水産省の見解を了解したため、協議を終了する。 今後は内閣府の調整の下、担当省庁と指定自治体間において、本事業の適正実施に必要な要件を調整した上で、法務省において令和3年度内に告示改正を行うこと。					